

下京警察署管内:自転車指導啓発重点地区

当該エリア内においては、自転車事故
(人身事故)が
40件(R4~R6)
発生しています。

下京北東エリア

手配書



通行区分違反
通行禁止違反に該当します。

特徴:右側通行や、通行禁止など、
決められたルールの反対をするのが
大好き)

逆走童

このエリアに出没する妖怪

烏丸四条
交差点

京都市下京区

京都市下京区

堀川五条
交差点

北:四条通
東:河原町通
南:五条通
西:大宮通
で囲んだエリア
です。

【選定理由】

主要幹線道路があり、商業地区で交通
量も多く、自転車事故也多発している。

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね!

下京北東エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 通行禁止: 四条通(烏丸~東大路)は、8時~21時の間、軽車両通行禁止です。自転車も通行出来ませんので注意しましょう。
- ② 一時停止: 交通事故は、細街路での交差点で発生しています。一時停止の標識を見落とさず、停止線の直前で必ず一時停止しましょう。
- ③ 左側通行: 自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

下京警察署管内:自転車指導啓発重点地区

当該エリア内においては、自転車事故
(人身事故)が
49件(R4~R6)
発生しています。

手配書



通行区分違反
通行禁止違反に該当します。

特徴:右側通行や、通行禁止など、
決められたルールの反対をするのが
大好き)

逆さ童

このエリアに出没する妖怪

西大路八条
交差点

五条大宮
交差点

烏丸五条
交差点

北:五条通
東:大宮通
南:JR沿線
西:西大路通
で囲んだエリア
です。

【選定理由】

主要幹線道路、駅が複数あり、交通量も
多く、自転車事故也多発している。

下京南西エリア

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね!



下京南西エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 一時停止: 交通事故は、細街路の交差点で発生しています。
一時停止の交差点では、停止線の直前で必ず一時停止
しましょう。
- ② 動静注視: 交差点を進行する際は、優先意識を持たず、他の車等の
動きに注意して走行しましょう。
- ③ 左側通行: 自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。
- ④ その他 : 約半数の事故は、通勤・通学の途中に発生しています。
時間に余裕を持った行動をしましょう。



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

下京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

この路線においては、自転車事故(人身事故)が

20件(R4~R6)

発生しています。

七条佐井交差点

七条通

七条大橋

七条通

手配書



信号無視に該当します。

特徴:赤信号を絶対に守らない。車が来ていらないのに止まる必要ないと言いつく。

赤無視車

この路線に出没する妖怪

同院発行の基盤地図情報を使用した。

【選定理由】
駅、商店街、住宅地があり、
自転車利用者が多い。

1.0km
1:20,000

自転車に乗車するときは、
ヘルメットを着用してね！



七条通を
走行される方へ

この路線を自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう！

- ① 信号無視：信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ② 一時停止：交通事故は、細街路での交差点で発生しています。一時停止の標識を見落とさず、停止線の直前で必ず一時停止しましょう。
- ③ 左側通行：自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。
- ④ 自転車道：自転車道が設置されている区間では、普通自転車は自転車道を通行しなければいけません。



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。